

2021年7月9日

契約認定機関 御中  
契約認証機関 御中

**通知 JFSM 2020 C01N01 における特例措置の解除について**

一般財団法人食品安全マネジメント協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より一般財団法人食品安全マネジメント協会の活動にご支援ご協力賜り有難うございます。

このたび、弊協会は、2020年3月に通知いたしました『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う審査対応について』による特例措置を、2021年7月31日をもって解除させていただくことといたしましたので、下記の通りご通知いたします。

敬具

記

**1. JFSM\_2020\_C01N01\_通知の解除理由**

2020年3月26日の本通知は、新型コロナウイルスの感染拡大により食品安全認証の更新審査の実施が困難となった状況に対し、更新期限の延長を最大6ヶ月まで許可する特例措置をGFSIが承認したことから、JFS-C規格の運用にも適用するためのご案内しました。

この度、GFSIから新たに連絡があり、世界各地で新型コロナウイルスの感染に対する移動や外出制限が緩和されワクチン接種が進行中であることを考慮し、上記措置を解除する主旨が通知されたため、JFS-C規格への適用についても解除することとした。

**2. JFSM\_2020\_C01N01\_通知の解除への対応**

1) 特例措置の有効期限

GFSIからの通知では、2021年8月1日以降は特例措置を認めないとしているため、JFS-C規格への適用も2021年7月31日までを有効期限とする。

2) 特例措置解除に整合しない事案への対応

2021年8月1日以降に予定している更新審査で、新型コロナウイルスの感染に起因する事情から更新審査の実施が困難であり、更新期限の延長を要する事案がある場合には、GFSIに個別に承認を求める必要があるため、当該の認証機関は、以下の3点を記述した英文書面を添えて弊協会事務局宛に承認申請を提出されたい。

- a. 更新審査が実施できず、更新期限の延長を要する事情（Covid-19との関係）
- b. その事情が解消し、更新審査が実施できると想定される時期
- c. 審査が実施可能になるまでに想定されるリスクとその緩和措置の計画

以上